第８章

死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

第１節　死因究明により得られた情報の活用 ……72
第２節　死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進 ……78

第１節 死因究明により得られた情報の活用

１　死因・身元調査法に基づく通報の実施

【施策番号80】

警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第９条の規定に基づき、死因・身元調査法第４条の規定による調査、第５条の規定による検査又は第６条の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報している。

令和７年中の、警察における死因・身元調査法第９条の規定に基づく通報等の件数は724件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。

資8-1-1-1 警察における死因・身元調査法第９条の規定に基づく通報等件数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
通報件数	1,497	2,045	870	752	724

出典：警察庁資料による

資8-1-1-2 海上保安庁における死因・身元調査法第９条の規定に基づく通報件数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
通報件数	0	0	0	0	0

出典：海上保安庁資料による

２　解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等

【施策番号81】

厚生労働省においては、令和７年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断等に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための検討を行ったほか、その技術的課題や運用上の改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。

３　異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号８２】（再掲）

Ｐ４【施策番号４】参照

４　都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号８３】（再掲）

Ｐ４【施策番号５】参照

５　死亡時画像診断に関する研修会等への警察による協力

【施策番号８４】（再掲）

Ｐ８【施策番号９】参照

６　検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号８５】（再掲）

Ｐ６【施策番号６】参照

７　死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討

【施策番号８６】（再掲）

P51【施策番号51】参照

８　CDRに関する体制整備についての必要な検討

【施策番号８７】

予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするものである。

厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律

第104号）や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和２年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、都道府県を実施主体として予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業を開始した。

令和５年４月にCDRについては、厚生労働省からこども家庭庁に移管されたが、引き続き、上記事業の推進及びCDRの体制整備等に向けた検討を進めている。

こども家庭庁においては、令和７年４月には「CDRの制度のあり方に関する検討会」を立ち上げ、全国展開に向けた制度のあり方を検討するため、当事者であるご遺族や自治体等の関係者から丁寧にヒアリングを行いながら、CDRの体制整備について検討を行っている。

資8-1-8　予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業の概要

こども家庭庁

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業　拡充　成育局 母子保健課

令和８年度予算　１億円（１億円）【令和２年度創設】

目　的

○ 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

○ 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内　容

（１）推進会議
医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（２）情報の収集・管理等
こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（３）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）
死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

（４）グリーフケアの対応・提言した予防策の実装（リーフレット作成等）
（１）～（３）を踏まえた提言等に基づき、必要に応じて、グリーフケアへの対応や、予防策の周知を行うリーフレットの作成等を行う。

【事業の流れ】
① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体等

◆ 実施主体　：都道府県
◆ 補 助 率　：国１０／１０
◆ 補助基準額　：年額　14,064千円

事業実績

◆ 実施自治体数：（変更交付決定ベース）
令和６年度：10自治体
（北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県）

出典：こども家庭庁資料による

９　虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有

【施策番号88】

虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有については、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について関係省庁が協議を行い、令和４年４月に関係機関・関係団体へ周知を行った。

また、児童相談所と医療機関や大学の法医学教室等との連携については、令和４年６月の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないことと規定された。児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学（大学の学部を含む。）」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。これにより、児童相談所が法医学教室等に対し、児童虐待が疑われる児童が外傷を負うに至った原因及び経緯、重症度等に関する意見を求めることや、児童を法医学教室等に同行させることが可能な場合には、全身の診察により児童相談所が把握している傷のほかに外傷があるか等についても意見を求めること等がより円滑に行われることが期待される。

上記の児童福祉法の改正（令和６年４月施行）の内容とその趣旨については、令和４年８月に関係機関・関係団体へ通知し、一層の連携強化を図っている。

TOPICS

8 鹿児島大学における入浴死予防に関する取組

浴室内突然死、いわゆる入浴死は入浴中やその前後に起こる予期しない突然死のことであり、日本では入浴死が諸外国に比べて多いといわれており、特に65歳以上の高齢者の発生率が高いため、今後さらに増加することが予想されている。入浴死の病態としては、脱衣所、浴室、浴槽内の各温度差や、それに伴う血圧変動、いわゆる“ヒートショック”が原因で浴槽内において不整脈、心臓発作、脳虚血が起こることで、そのまま死亡したり、意識を消失し溺死したりすることが想定されているが、法医解剖まで実施される例が少なく、正確な病態機序は十分に解明されていない。鹿児島大学法医学分野では、鹿児島県警察の協力のもと平成18年から令和元年までに鹿児島県内で発生した全入浴死検視例（2,689例）について疫学的調査を実施し、鹿児島県内の各地域別（19か所）に入浴死が有意に発生しやすい環境気温（最高気温・最低気温・日内気温差）を特定した。そして、令和5年11月から令和6年2月までを第1期として、鹿児島県内の各メディア、鹿児島大学法医学分野ホームページ（下図）やLINEアプリ（民間企業との共同開発）を通して、入浴死の危険度に応じて危険・警戒・注意の3段階で「入浴時警戒情報」を発令することで社会実装化し、県内の入浴死の発生を予防する活動を行ってきた。

令和7年度は、入浴時警戒情報の発令第3期目になるが、令和7年11月1日から令和8年2月28日までの間、地元放送局・地元新聞社、鹿児島大学法医学分野ホームページ、LINEアプリ等を通して警戒情報を毎日発表した。入浴時警戒情報の発令期間中の入浴死者数は116人と、発令前の年間104～147人（中央値116人）に比べて大きな変化はみられなかった。一方、死者数のうち60歳代以下は7人（各月平均1.8人）と、発令前の年間12～28人（各月平均4.4人）に比べて統計的に有意に減少した。さらに、60歳未満の死者数は0人であり、これらの変化は入浴時警戒情報を発令した3年間継続されている。また、第1期から第2期までの発令を通して、70歳代以上の方々への周知活動が重要と考え、令和7年度は地域の老人クラブ（10か所、計146名参加）に出向き、入浴死に関する教育講演とLINE登録補助を実施するとともに、社会福祉協議会等と協力して広報のチラシを配布した（約2,000枚）。これらの活動により、LINE登録に関しては70歳以上、80歳以上の登録者数に前年比でそれぞれ45%、70%の増加がみられた。令和7年度も70歳以上の死者数に減少はみられなかったが、今後さらに入浴時警戒情報の周知を図りながら、発令を継続することで鹿児島県内の入浴死者数ゼロを目指したい。鹿児島県内での入浴時警戒情報の有効性が証明された暁には、他県警察の協力を得て、入浴時警戒情報を全国に展開し、入浴死の撲滅を目指したい。

鹿児島大学法医学分野ホームページ上の入浴時警戒情報



出典：鹿児島大学による

TOPICS

9　香川県におけるCDRを通じたグリーフケアの取組

香川県では、CDRの取組を通じ、こどもを亡くされた遺族へのグリーフケアの重要性が共通認識され、優先的に取り組むべき課題の一つとして取り上げられた。こどもの死は、すぐには受け入れることが難しいことが多く、悲嘆（グリーフ）の表れ方や時期も一人ひとり異なるため、必要とされるサポートのタイミングや内容も多様である。また、その影響は両親のみならず、兄弟姉妹、祖父母、学校の友人や教職員等、広範囲に及ぶ。そのため、グリーフケアを医療現場だけでなく地域全体で担い、多様な立場の人々から遺族へ適切なグリーフケアが行われ、加えて情報を届ける仕組みが必要である。

香川県では、まず初めに、日常的に住民と接する機会の多い保健師等に対し、CDRの役割と重要性の理解を促した。具体的には、CDRの目的や取組について周知を図り、個別検証会議のデモンストレーションを通じて具体的な検証プロセスへの理解を深めた。その後、６か月児のSIDS（乳幼児突然死症候群）模擬事例を用いたグループワークを実施し、具体的な予防策の検討及び提言の取りまとめを行った。これらの一連のプログラムを通じ、日頃の保健活動が乳幼児の死亡予防に直結することを再認識した。また、その役割を果たすためには、常に具体的な予防策を意識した支援を提供する必要があることを参加者全員で改めて共有した。あわせて、厚生労働科学研究にて作成された、遺族向け情報提供ツール「グリーフカード」の活用方法についても検討を重ねた。現場の保健師等からは、カードの内容が当事者に寄り添ったものであるとの評価に加え、「市民課窓口でそっと手渡すのが望ましい」「訪問時にいつでも渡せるよう常備すべき」といった具体的な活用案が示された。現在、このカードは各市町に配布され、一部市町では市民課を含む窓口での配布が開始されている。

特に、周産期のグリーフケアについては、令和７年度に創設された「妊婦のための支援給付」では、流産・死産を経験された方も対象となることから、市町が独自に、グリーフケアについての情報、制度や相談先を案内したリーフレットを作成し、死産届の手続を行う市民課等で手渡した後に母子保健担当課へとつなぐ連携体制が、県内自治体の約半数にまで広がった。また、県や各市町のWebサイトにおいても、グリーフケアに関する知識や相談先、自助グループの情報掲載を行うなど、情報発信にも注力した。

一方で、実際に支援に関わる保健師や助産師等から、声のかけ方や関わり方の難しさを訴える声も寄せられた。そこで、支援の充実を図るべく、保健師や助産師等の支援者を対象に、ロールプレイを取り入れた支援者対象研修を実施し、具体的なコミュニケーション技術や関わり方の基本を習得する機会を設けた。研修を通じて「相談先や自助グループの情報をそっと渡すだけでも十分な支援になる」という認識の共有を図り、日常業務の中で自然に情報を届け、寄り添える体制を整えている。支援者対象研修は、遺族への支援の質の維持向上のため継続して実施している。

今後は、母子保健分野にとどまらず、事故や自殺等による学童期以降の死亡事案についても適切な支援が行き届くよう、警察、児童相談所、学校等多様な関係機関において広くグリーフカードの活用を促していく。





第２節　死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

１　犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号89】

警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手続が行われた死体について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。

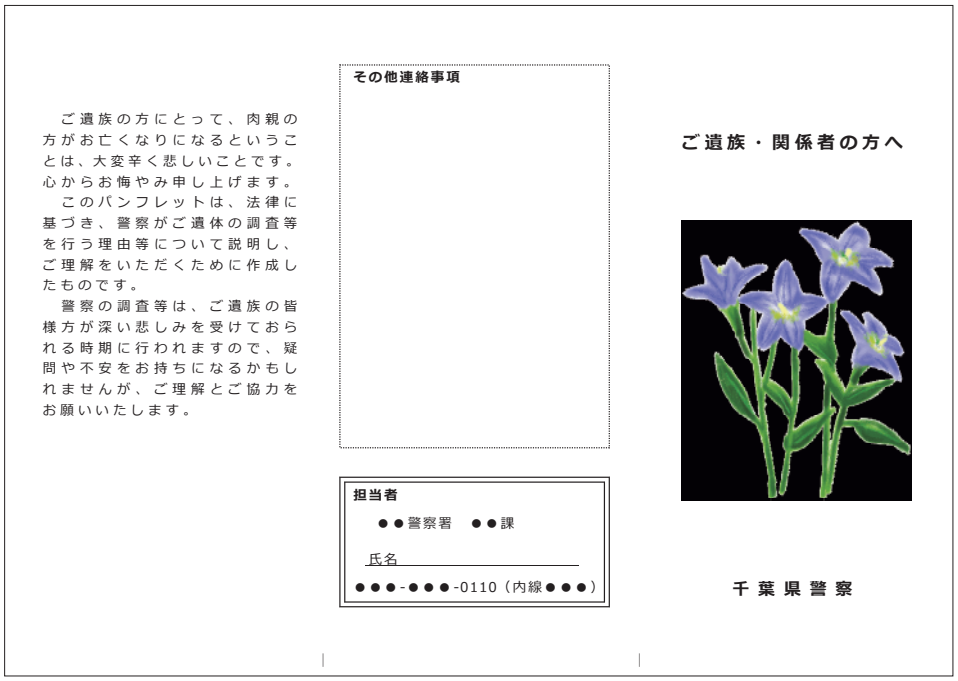
２　犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号90】

警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。

また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配意した適切な対応に努めている。

資8-2-2　遺族説明用パンフレット（千葉県警察）



ご遺族の方にとって、肉親の方がお亡くなりになるということは、大変辛く悲しいことです。心からお悔やみ申し上げます。
このパンフレットは、法律に基づき、警察がご遺体の調査等を行う理由等について説明し、ご理解をいただくために作成したものです。
警察の調査等は、ご遺族の皆様方が深い悲しみを受けておられる時期に行われますので、疑問や不安をお持ちになるかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

その他連絡事項

担当者
●●警察署　●●課
氏名
●●●-●●●-0110（内線●●●）

ご遺族・関係者の方へ

千葉県警察

出典：警察庁資料による

3　解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する遺族等への説明の依頼

【施策番号91】

警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。

4　死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知

【施策番号92】

厚生労働省においては、医師が死亡診断書（死体検案書）を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル[注8)]を発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書（死体検案書）の内容について遺族へで

注8）https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/

きるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。

令和７年度も、前年度に引き続き、当該マニュアルを厚生労働省のホームページに掲載してその周知を図った。

資8-2-4　令和７年度版　死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル



出典：厚生労働省資料による